

提出年月日 4. 8. 12

受理年月日 4. 8. 12

陳情第11

## 石岡市太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例の改正についての陳情

### 1. 太陽光条例一部改正の趣旨

平成28(2016)年9月に施行された、石岡市太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例(以下「条例」)は、太陽光発電設備の対象を発電出力50キロワット以上としています。条例は施行後6年がたち、以下のような様々な課題や矛盾が生じています。

2021年度の石岡市内に設置された太陽光発電設備の約96%が条例で地域住民への説明会を条件としない発電電力50キロワット未満となっています。

また、石岡市は茨城県「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」(以下「県ガイドライン」)に即して発電出力50キロワット未満についても事業者から相談等があれば事業者へ地域住民への事前告知を案内しているとのこと。しかし実際は、事前説明が直接に条例に定めがないことから、設置事業者は地域住民に対し、太陽光発電設備の事業の概要はもちろん、事業者名、住所、発電量など詳細を知らせないまま、事業用地の山林や農地がある日突然、切り開かれる事態が頻発しています。

さらに、石岡市に隣接する桜川市(令和3年施行)、かすみがうら市(令和元年施行)の太陽光発電設備設置条例は、発電出力50キロワット未満10キロワット以上を対象とし、細則等をもって地域住民への説明会を条件としています。このことから、地域住民への説明が必要でない50キロワット未満の太陽光発電設備が石岡市への開発が加速し、集中するのではと危惧します。

### 2. 改正点

#### (1) 条例第3条第1項

適用規定を定めた、太陽光発電設備の発電出力を10キロワット以上とする。

#### (2) 条例第3条第2項

「同時期又は近接した時期に、実質的に同一と認められる事業者により太陽光発電設備が一体的に設置されるものと市長が認める場合又は既に太陽光発電設備の設置に係る工事が完了している事業区域の近接地において、実質的に同一と認められる事業者により新たな太陽光発電設備が一体的に設置されるものと市長が認める場合」を削除し、「新たな太陽光発電設備は、関係する太陽光発電設備の発電出力を合算するものとする。」に変更する。

#### (3) 条例第5条

事業者の責務として茨城県「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」の遵守を明記し、配慮すべきこととして「生活環境」を追加。

#### (4) 条例第5条4項

太陽光発電設備の廃止の際の費用の積立を追加する。

(5) 第7条6項

地磁気観測所の住所、石岡市柿岡595を明記する。

(6) 条例第9条

事業者の地域住民への説明会に関する、説明会開催と同時に、地域住民からの同意、さらに意見が有った際にそれを事業計画に反映することを追加する。